

★親族や知人などの名義の住居に住んでいる場合は、就学援助申請書（裏面）住居の状況に【その他☐】、「住宅区分その他確認票」を申請書と一緒に提出。

住宅区分「その他」確認票【就学援助】【記入例】

那覇市教育委員会教育長 宛

A～Dの区分については、裏面をご参照ください。

1-1 あなたが居住する住宅は次のうちどれに当たりますか。

① あなたの世帯と名義人は同一の生活空間で居住している。 → A区分

② 名義人はあなたの世帯と同じ住所地に居住していない。 → C区分

③ 複数階建ての建物で、名義人はあなたの世帯とは別のフロアに居住。

④ 集合住宅で名義人は別の住戸に居住。賃貸借契約は結んでいない。

⑤ 同一住所に建物が複数建っており、あなたの世帯と名義人は別々の建物に住んでいる。

⑥ その他() → D区分

1-2 あなたが居住する住宅の構造は次のうちどれに当たりますか。

① あなたの世帯と名義人のフロアは内階段等でつながっており建物内部で行き来できる。 → A区分

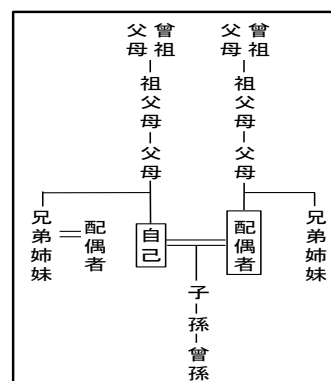
② あなたの世帯と名義人のフロアは内階段等でつながっておらず建物内部で行き来できない。

2 あなたと名義人の関係は次のうちどれに当たりますか。

① あなたの直系親族及び兄弟姉妹(関係: 父)

② 配偶者の直系親族及び兄弟姉妹(関係:)

③ 名義人との関係が直系親族及び兄弟姉妹以外 → C区分



3 あなたの世帯と名義人世帯の光熱水費の契約・支払いは次のうちどれに当たりますか。

① あなたの世帯と名義人世帯の電気・ガス・水道の契約者と支払者は全て同一。 → A区分

② あなたの世帯と名義人世帯は電気・ガス・水道の契約者は別々だが、支払者は全て同一。 → A区分

③ あなたの世帯と名義人世帯は電気・ガス・水道のうち、電気又はガスの支払者が同一。 → A区分

④ あなたの世帯と名義人世帯は電気・ガス・水道の契約者は全て同一だが、支払者は別々。 → B区分

⑤ あなたの世帯と名義人世帯は電気・ガス・水道の契約者は別々で、支払者も別々。 → B区分

⑥ あなたの世帯と名義人世帯は電気・ガス・水道のうち水道の支払者は同一だが、電気及びガスの支払者は別々。 → B区分

⑦ その他() → D区分

※裏面のBに☑し
内容の読み合わせ
を行う。

令和 7 年 4 月 3 日

私の世帯の住居について、上記の内容に間違いありません。

申請者署名(保護者): 那覇 一郎

住 所: 那覇市泉崎1-1-20 アツマツツヨソ202

(裏面)

☐ A区分

- ・名義人と、名義人と同居する方は申請書に記載が必要です。
- ・名義人と、名義人と同居する方も審査の対象となり、住民情報、所得情報について確認します。

※名義人と、名義人と同居する方を記載しない場合は、申請書の記載事項の不備により認定不可となります。

対象のアルファベットに☑を入れ、説明事項をこのように囲む。

☒ B区分のうち(次のB-1、B-2 いずれかに☑を入れてください。)

☒ B-1 令和6年度那覇市就学援助認定者です。

※光熱水費の領収書の提出は不要です。
ただし、令和5年度と世帯状況が異なる場合は、提出を求めることがあります。

☐ B-2 令和6年度那覇市就学援助認定者ではありません。

- ・あなた世帯と名義人世帯が別生計であることを証明する必要があります。
 - ・那覇市教育委員会学務課(那覇市役所11階)へ、契約者又は支払者が確認できるあなた世帯と名義人世帯の電気、ガス、水道の同月同一内容の領収書(申請日から直近3か月以内)を提出してください。
- 領収書の提出期限は 令和 年 月 日 ()です。

※提出期限までに提出がなかった場合は、書類不備により認定不可となります。

☐ C区分

- ・名義人について申請書への記入は必要ありません。

※後日判明した事情により申請書への記入を求める場合があります。

☐ D区分

- ・状況について確認が必要となります。那覇市教育委員会学務課までご連絡ください。
- ・※連絡がつかず状況の確認ができなかった場合は、審査が行えないため認定不可となります。

※お問い合わせは那覇市教育委員会学務課(TEL:098-917-3505)までお願いします。

上記内容について説明を行いました。

令和 7年 4 月 3 日 受付者:教育 覇那子

最後に、日付と受付者を記入。
受付者とは、就学援助を担当している事務職員の事です。